

仙台空港利用者利便向上協議会規約

(設 置)

第 1 条 この会は、空港法（平成20年6月18日法律第75号）第14条の規定に基づき、空港管理者は空港の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うため、協議会を設置する。

(名 称)

第 2 条 本協議会は、仙台空港利用者利便向上協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第 3 条 協議会は、空港法第3条に規定する「空港の設置及び管理に関する基本方針」に沿って関係者が相互に連携及び協力し、仙台空港の利用者の利便の向上を図ることを目的とする。

(協 議 等)

第 4 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の協議を行う。

- (1) 空港の利便性の改善策の協議を行う。
- (2) 空港を活用した地域活性化策の協議を行う。
- (3) 空港を核とした観光交流促進策の協議を行う。
- (4) 空港を活用した地域活性化調査への計画提案協議を行う。
- (5) 前各号の協議を得て附帯する事業を行う。

(構 成 員)

第 5 条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(議 長)

第 6 条 協議会に議長を置き、仙台空港事務所長をもって充てる。

2. 議長は、協議会を代表し会務を総理する。

(事 務 局)

第 7 条 協議会の事務局は、仙台空港事務所総務部環境・地域振興課に置く。

2. 事務局は協議会の運営に係る事務を行う。

(招 集)

第 8 条 協議会は、議長が招集し原則として4月、12月に招集する。

2. 構成員は、議長に対し、協議会の招集を要請することができる。

(運 営)

第 9 条 協議会は構成員の過半数の者が出席しなければ、開催することができない。

2. 協議会の議決案件は、出席している構成員全員の同意によれない場合には、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。この場合において、議決案件に直接関係すると議長が判断する構成員の同意が得られなければ、当該議決案件は否決されたものとみなす。

(幹 事 会)

第 10 条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会のもとに幹事会を置くことができる。

2. 幹事会の組織及び運営については、議長が別途定める。

(専門部会)

第 11 条 協議会の目的に沿った専門的な事項を協議するため、協議会のもとに専門部会を置くことができる。

2. 専門部会の組織及び運営については、議長が別途定める。

(経費負担)

第 12 条 協議会の開催に必要な経費は、構成員が負担する。

(雑 則)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議決をもって定める。

附 則

この規約は、平成21年4月24日から適用する。

附 則

この改正は、平成21年12月17日から適用する。

附 則

この改正は、平成23年12月20日から適用する。

別 表

仙台空港利用者利便向上協議会構成員

平成24年5月24日現在

No	機 関 名	役 職	氏 名
1	国土交通省東京航空局仙台空港事務所	所 長	近 藤 尚 樹
2	仙台空港ビル株式会社	代表取締役社長	伊 藤 克 彦
3	仙台エアカーゴターミナル株式会社	代表取締役社長	伊 藤 克 彦
4	日本航空株式会社仙台空港所	所 長	上 原 博 信
5	全日本空輸株式会社仙台空港所	所 長	猪 木 康 正
6	I B E Xエアラインズ株式会社	運航サポート部長	横 尾 信 介
7	北海道国際航空株式会社	所 長	高 橋 貢
8	東北運輸局企画観光部交通企画課	課 長	白 木 雄 志
9	東北地方整備局塩釜港湾・空港整備事務所	前任建設管理官	渋 谷 賢 治
10	航空保安大学校岩沼研修センター	所 長	秋 田 英 紹
11	独立行政法人航空大学校仙台分校	分 校 長	藤 井 邦 彦
12	宮城県土木部空港臨空地域課	課 長	石 澤 秀 春
13	仙台市経済局国際経済・観光部国際プロモーション課	参事兼課長	高 橋 輝
14	名取市総務部政策企画課	課 長	熊 谷 克 彦
15	岩沼市総務部政策企画課	課 長	百 井 弘
16	仙台空港鉄道株式会社	代表取締役社長	齋 藤 進
17	一般財団法人空港環境整備協会仙台事務所	所 長	中 原 登 志 秋
18	仙台小型機協議会	会 長	葛 西 規 雄

